

論壇

移行期間終了後の法人の課題

新公益法人制度について、既設の法人は、法の施行後、経過期間5年以内に所定の移行手続をしない場合には解散したものとみなされる。移行期限は平成25年11月末日、あと数十日である。内閣府が発表している「特例民法法人の移行の状況（全国・推計）」によれば、平成25年8月末現在で移行申請済みの法人が19,323法人で全体の92.9%を占めるが、移行手続の対応が未だ遅延している法人があることは懸念されるべきことである。

筆者は平成20年5月27日に山形県公益認定等審議会の委員（委員長代理）に委嘱され、毎月1回審議会に（近年、下半期は月2回開催）参加している。山形県では、制度導入時の平成20年12月1日の時点で、特例民法法人の数は322法人であったが、平成25年8月31日現在、移行認定と移行認可を合わせた申請件数は267法人であり、全体に占める申請割合は82.9%である。

今後、法人が留意することとして内閣府「監督の基本的な考え方」によれば、主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに行政の監督が改められたことなどが挙げられる。これに関連して、「立入検査」は、公益法人認定法第27条第1項で示された「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度」において、新公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から対応することになっている。

因みに、山形県では平成24年度から立入検査を実施しており、これまで移行認定された各公益法人についての実施状況は第54回審議会（平成25年4月19日）で報告され了承された。平成24年度は計15法人に対して立入検査を実施し、概ね、移行認定された各公益法人においては、法令に準拠した法人運営がなされていたが、2法人に対しては不適切な点を指摘して改善を求めている。その内容は、いずれも理事会等の開催手続が不適切であるなど、法人運営に関する事項であり、新公益法人制度に不慣れなために問題があったものと思われる。

仄聞するところによれば、移行認定された法人に対して、早速、税務当局からも問合せがきたと聞く。また、県の指導等により、一般法人に移行した法人では、なぜ一般法人になったのか、と財政支援をしている市町村から問われたところもあると聞く。

今後は、法人が適切な運営を図ることで、「共助社会」「公益社会」実現の有力な担い手として、公益法人がさらに新設増加されることを期待したい。

い で い の ぶ お

出井信夫 東北公益文科大学大学院教授

●プロフィール

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究学会会長。主著に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』『基礎からわかる自治体の財政分析』（改訂版）（学陽書房）他、著書、論文多数。

